

令和2年度 事務事業総点検シート(1)
[令和元年度事務事業]

特別会計					事務事業分類	A 一般事務事業
事務事業名	権利擁護サポートセンター事業				シート番号	011-051
担当部署名	健康福祉	局	長寿社会	部	長寿支援	課 評価責任者(課長名)
						羽野

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	2	地域全体で支える福祉の仕組みづくり	無
	2	事業開始年度	平成 25 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	成年後見制度の利用の促進に関する法律、介護保険法、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
	4	関連計画	第4次堺市地域福祉計画、第4次堺市障害者長期計画、第5期堺市障害福祉計画、堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30(2018)～32(2020)年度)、堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画			
5	事業実施の経緯	超高齢化による認知症高齢者等の増加や障害者の地域移行に伴い、成年後見制度の利用に関するニーズがますます増加する中、認知症高齢者や知的・精神障害者など判断能力が十分でない方々の権利擁護を支援することを目的に、平成25年度に権利擁護サポートセンターを設立。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 () <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()			
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか)	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方々やその親族、支援機関など。			
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか)	地域の相談機関等に対する専門相談・支援や成年後見制度の利用促進、市民後見人の養成を行うことで、市民の権利擁護を図る。また、今後も同センターが中核となって、地域の支援力を高め、高齢の方も、障害のある方も、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざしていく。			
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	(1) 広報業務 権利擁護(虐待・成年後見制度を含む。)に関する広報・啓発、研修・情報提供等 (2) 相談業務 権利擁護支援に関する専門相談・専門支援、法律職(弁護士・司法書士)と福祉職(社会福祉士)による専門相談、権利擁護サポートセンターの相談支援員による相談支援、成年後見制度の申立支援、債務整理等の専門支援の調整 虐待対応等に関する支援、各区保健福祉総合センター、基幹型・地域包括支援センター、障害者虐待対応チーム等への支援 (3) 後見人支援業務 市民後見人の養成及び活動支援、市民後見人養成講座の実施、市民後見人バンクの設置運営、受任調整、後見活動への支援 (4) センターの運営に関する業務 権利擁護サポートセンター運営委員会及び小委員会の開催、権利擁護支援ネットワークの構築 <input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他()			
10	直接実施以外の主な支出先	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会				

Ⅲ. 投入量

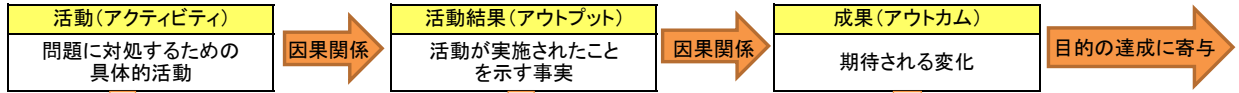
事業コスト	項目	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	
11	事業費 (a)	千円	30,195	30,145	31,688	31,667	32,393	32,344	33,178	
	主な事業費内訳	権利擁護サポートセンター運営業務	千円	30,140	30,139	31,633	31,633	32,338	32,037	33,123
		旅費	千円	55	6	55	34	55	6	55
			千円							
	財源内訳	国・府支出金	千円	14,886	11,726	14,013	13,581	13,500	13,582	13,805
		受益者負担金(使用料、手数料等)	千円							
		市債	千円							
その他(第1号被保険者保険料等)		千円	4,909	4,410	7,249	7,222	8,290	8,067	15,681	
	一般財源	千円	10,400	14,009	10,426	10,864	10,603	10,695	3,692	
12	人件費 (b)	千円	2,460	2,460	2,460	2,460	2,430	2,430	2,460	
13	総コスト(c)=(a)+(b)	千円	32,655	32,605	34,148	34,127	34,823	34,774	35,638	

令和2年度 事務事業総点検シート(2)

事務事業名	権利擁護サポートセンター事業	シート番号	011-051
-------	----------------	-------	---------

Ⅳ. 評価(測定・分析)》

ロジックモデルの考え方



[14] 令和元年度実績の欄に定性的・定量的情報も含め、活動・結果・成果について具体的に記載

[15] または [16] に定量的な指標、または定性的な目標を記載

【達成率に基づいた評価基準】

評価	達成率
大変良い	120%以上
良い	100%以上120%未満
普通	80%以上100%未満
少し悪い	60%以上80%未満
悪い	60%未満

事業の活動実績や成果

令和元年度実績								
活動実績と成果	<p>認知症や知的障害・精神障害等により判断能力が十分でない方等、弱い立場に置かれがちな人の権利擁護に関する相談や支援活動、虐待を防ぐための取り組み、成年後見制度の利用促進や後見活動への支援、担い手の確保や養成等、権利擁護に関する下記の事業に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護(成年後見制度を含む)に関する専門相談・専門支援 センター職員による相談件数: 329件、専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)による相談件数: 68件 ・虐待対応等に関する支援 高齢: 14件 ・市民後見人の養成及び活動支援 養成講座修了者: 4名 ・市民後見人バンク(以下「バンク」という)の運営及び受任調整、受任者の後見活動への支援等 バンク登録者数71人、受任件数: 5件、市民後見人専門相談: 74件 ・権利擁護(虐待・成年後見制度を含む)に関する広報・啓発、研修・情報提供等 市民後見人パンフレットの作成及び配布、シンポジウムの開催、家庭裁判所との意見交換会 他 ・センターの運営及び権利擁護に関わる機関・団体等との連携 							
	14	指標名【活動指標】	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		権利擁護専門相談の実施回数	件	目標値	300	300	300	300
				実績値	307	308	329	
				達成率	102%	103%	110%	
	評価			良い	良い	良い		
	算出方法・設定根拠など		過去実績に基づき、目標値を設定					
	15	指標名【成果指標】	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		市民後見人のバンク登録者数	人	目標値	60	65	70	70
				実績値	57	64	71	
				達成率	95%	98%	101%	
	評価			普通	普通	良い		
	算出方法・設定根拠など		過去実績に基づき、目標値を設定					

事業の効率性

区分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
17	①	権利擁護専門相談の実施回数	件	307	308	329
	②	上記①にかかる年間経費	千円	19,918	25,058	24,569
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	64,880	81,357	74,678
備考(算出についての説明等)		総事業費(委託料)から権利擁護人材育成事業費(市民後見人の養成等)除いた実績額を算出				
区分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
18	①	市民後見人のバンク登録者数	人	57	64	71
	②	上記①にかかる年間経費	千円	11,861	8,215	9,088
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	208,088	128,359	128,000
備考(算出についての説明等)		総事業費(委託料)のうち、権利擁護人材育成事業費(市民後見人の養成等)の実績額を算出				

業績の分析

19	<p>目標を達成できた、または達成できなかった要因や効率性についての分析 (その他、関連情報に基づいた分析)</p> <p>権利擁護等に関する専門相談の実施回数はおおむね300件で推移しているが、令和元年度においては増加傾向にある。 市民後見人のバンク登録者については60名程度となっているが、家庭裁判所からの推薦依頼を着実に重ねており、常時18~20名の活動者がいる状態となっている。今後も引き続きカリキュラム・開催日程等の検討を重ねていく。</p>
----	--

【分析のチェックポイント】

- 事業の達成度はどうでしたか。
- 5W2Hを踏まえて、実施過程に問題はありましたか。
- 資源投入は適切でしたか。
- 事前想定できない外的要因の影響はありましたか。
- 有効性は高いですか。低いですか。
- 効率性は向上していますか。
- RPA等をはじめとするICTを活用する余地はありましたか。
- ターゲットに応じた最適媒体の選定など、戦略的な広報ができていましたか。

令和2年度 事務事業総点検シート(3)

事務事業名	権利擁護サポートセンター事業	シート番号	011-051
-------	----------------	-------	---------

《V. 点検》

＜点検の前提＞

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の財政運営は今後一層厳しくなる
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立をめざす

○上記「点検の前提」を踏まえ、事業の抜本的な見直しを検討するもの。

⇒

確認

コロナ禍を踏まえた点検（必要性・有効性・効率性）	20	本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を廃止できないか。	事業廃止の可能性 <input type="checkbox"/> 廃止できる <input checked="" type="checkbox"/> 廃止できない	廃止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響 当該事業を廃止することにより、成年後見制度等の普及啓発、虐待対応支援、専門相談、市民後見人の養成等の取組が停滞するため、成年後見制度を適切に利用するための支援が実施できず、権利擁護の推進に影響を及ぼす。
	21	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を休止(延期)できないか。	事業休止の可能性 <input type="checkbox"/> 休止(延期)できる <input checked="" type="checkbox"/> 休止(延期)できない	休止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響 当該事業を休止することにより、成年後見制度等に関する専門相談や虐待対応支援等の取組が停滞するため、成年後見制度を適切に利用するための支援が実施できず、権利擁護の推進に影響を及ぼす。
	22	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、事業規模を縮小するなど、コスト縮減を図ることができないか。	コストの縮減 <input type="checkbox"/> 一部廃止しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 一部休止しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 規模等を縮小しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 事業手法等を改善しコスト縮減できる <input checked="" type="checkbox"/> 縮減できない	縮減できる場合は具体的な縮減内容、できない場合はその理由 本事業については、これまでも見直しを図ってきたが、当該事業を縮小することにより、成年後見制度等の普及啓発、虐待支援、専門相談、市民後見人の養成等の取組が停滞するため、成年後見制度を適切に利用するための支援が実施できず、権利擁護の推進に影響を及ぼすため、縮減できない。
	23	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 社会経済活動の維持・回復のほか、3密を避けるなどの市民や民間の活動変容への対応に向け、実施手法を改善する必要がないか。	事業手法の適切性 <input type="checkbox"/> 改善する必要がある <input type="checkbox"/> 改善する必要がない <input checked="" type="checkbox"/> 既に対応できている	改善する場合は改善策、その他は理由 同センター運営委員会や研修等について、書面開催や人数制限等、開催方法を検討し、工夫しながら適宜対応している。
	24	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 効果的・効率的な事業の実施に向け、右に掲げる視点から改善できないか。	効果的・効率的な事業実施(以下の観点で、改善する(または改善済)場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、改善しない(改善余地がない場合を含む)場合は <input type="checkbox"/>) ① <input checked="" type="checkbox"/> 公民連携の推進 ② <input type="checkbox"/> ICT活用による効率化 ③ <input type="checkbox"/> 他部局との適切な連携・役割分担 関係部署名 () 関連事業名 () ④ <input checked="" type="checkbox"/> 国・府等との適切な役割分担・連携 ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> 他政令市等との比較におけるサービス水準の均衡 ⑥ <input type="checkbox"/> その他 ()	理由・説明 権利擁護サポートセンターの運営については、堺市社会福祉協議会に委託し実施するとともに、地域の支援機関である基幹型包括支援センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター等と役割分担の上、取り組みを進めている。 また、市民後見人養成事業については、大阪府・大阪市と連携を図りながら実施するとともに、成年後見制度の円滑な利用の促進については、大阪家庭裁判所堺支部とも連携を図りながら実施している。 なお、他政令市においても市町村成年後見制度利用促進計画の策定が進められており、計画策定に合わせて成年後見制度の利用促進に係る中核機関が整備されている。
25	これまでの点検を踏まえ、今後の事業のあり方についてどのように考えるか。	事業の方向性 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止または延期 <input type="checkbox"/> 事業を縮小 <input type="checkbox"/> 改善して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状を継続 <input type="checkbox"/> 事業を拡充 公金投入の方向性 <input type="checkbox"/> ゼロ <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 拡大	実施年度 <input type="checkbox"/> 令和2年度 <input type="checkbox"/> 令和3年度 <input type="checkbox"/> 令和4年度以降	
		所見 今後、認知症高齢者等の増加が見込まれることから、関係機関等とのネットワークを深め、権利擁護サポートセンターを効率的に運営していく。		